

## 施策目標個票

(国土交通省24-⑯)

施策目標	自動車事故の被害者の救済を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	現状、年間約90万人もの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援サービス等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>自動車事故の被害者救済については、自賠責保険金支払の適正化、ひき逃げ事故等の被害者に対する保障金支払、重度後遺障害者のための療護センターの運営など各般の施策を継続的かつ安定的に実施しているところである。</p> <p>また、自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスにおいても、目標である50%以上(平成27年度)の実施に向けて、独立行政法人自動車事故対策機構は、業務の効率化を図りながら順調に実施しているところである。</p> <p>今後とも、同機構を通じた介護料支給や訪問支援サービスをはじめとする被害者救済対策事業を引き続き実施し、施策目標の達成に向けた取り組みを継続していく。</p>

業績指標	92 自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合	初期値	実績値				評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		34.7%	10.8%	24.5%	34.7%	42.2%	48.9%	A-2
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	17,793	17,217	16,996	16,745	/
		補正予算(b)	0	164	0	0	/
		前年度繰越等(c)	0	12	0	0	/
		合計(a+b+c)	17,793	17,393	16,996	16,745	/
	執行額(百万円)		16,662	16,198	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		12	0	/	/	/
	不用額(百万円)		1,119	1,195	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	<p>国土交通省政策評価会(平成25年6月14日)</p> <p>&lt;意見等&gt; 指標93「自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービス」について、目標値の設定が低すぎるのではないかと。</p> <p>&lt;対応方針&gt;</p> <p>目標年度を改めて設定した上で、目標値を引き上げる方向で検討することとする。</p>
-----------------	--

担当部局名	自動車局	作成責任者名	保障制度参事官室 (参事官 吉田 耕一郎)	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------	--------	--------------------------	----------	---------

**業績指標 92**

自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合

評価	
A-2	目標値：50.0%（平成27年度） 実績値：48.9%（平成24年度） 初期値：34.7%（平成22年度）

**(指標の定義)**

自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族を精神的な面で支援するために、重度後遺障害者（介護料受給資格者）宅に対して独立行政法人自動車事故対策機構が実施する訪問支援サービスの実施割合。

※介護料：自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方へ独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給する。

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ①平成21年度末の介護料受給資格者数は4,489名（平成22年度の訪問支援サービス件数は1,559件）
- ②平成22年度において、介護料受給資格者の3割以上に対して訪問を行っていたところ、限られた人員で業務の効率化を図ることにより、可能な限りサービスの実施割合を伸ばすこととし、当面の目標として、平成27年度までに、介護料受給者の5割程度に対して訪問支援サービスを提供することを目指すこととした。

**(外部要因)**

訪問支援サービス実施に当たっての重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族の意向

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日)  
交通事故による重度後遺障害者数が依然として高い水準で推移していることを踏まえ、これらの者が質の高い治療・看護を受けられる機会の拡充を図るとともに、被害者の実態把握に努める。(V. 第2. 1)

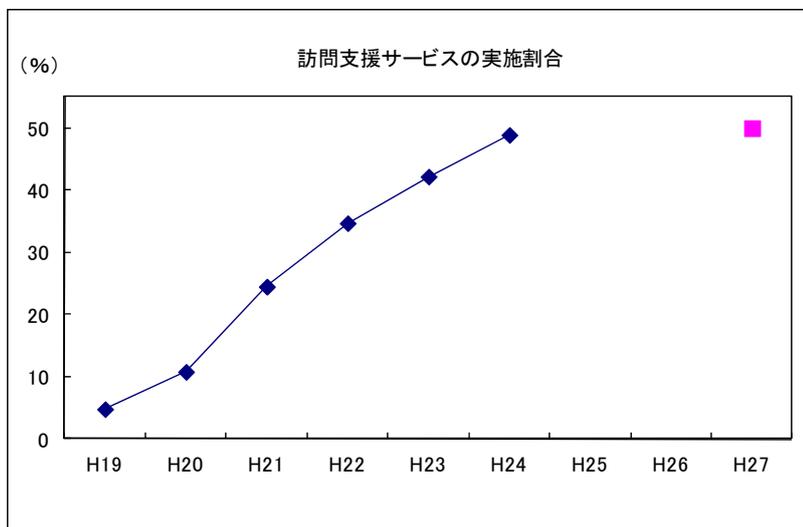
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

- ・第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日本中央交通安全対策会議決定)  
交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから、引き続き、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
10.8%	24.5%	34.7%	42.2%	48.9%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

独立行政法人自動車事故対策機構の職員が、自動車事故の被害者である重度後遺障害者（同機構の行う介護料受給資格者）宅を訪問し、被害者本人やその家族から相談・要望を受けるほか、介護に関する有用な情報を提供するなど、被害者やその家族に対して精神的な支援を行うもの

予算額：独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 7 1 億円の内数（平成 2 4 年度）

### 関連する事務事業の概要

独立行政法人自動車事故対策機構が、自動車事故の被害者であって、介護が必要な重度後遺障害者に対して介護に要する経費を支給し、被害者やその家族に対して経済的な支援を行うもの

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成 2 4 年度の訪問支援サービスの実施割合は、当該年度に取り組んだ業務の効率化及び訪問支援の取組強化により、初期値に比して順調に増加している。

#### （事務事業の実施状況）

平成 2 3 年度は、前年度末の介護料受給資格者 4, 5 9 2 名に対し、1, 9 4 0 件実施。

平成 2 4 年度は、前年度末の介護料受給資格者 4, 6 1 8 名に対し、2, 2 5 8 件実施。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 2 3 年度に実施した業務の効率化及び訪問支援の取組強化により、平成 2 3 年度よりも実施割合が増加しており、目標年度である平成 2 7 年度までに目標を達成すると見込まれることから、「A」と評価した。

今後とも、独立行政法人自動車事故対策機構による介護料支給をはじめとした被害者救済対策事業への重点化、深度化を図るとともに、業務の効率化を図りながら平成 2 7 年度に訪問支援サービスの実施割合が 5 0 % 以上となるよう努めていくことから、「2」と評価した。

なお、独立行政法人自動車事故対策機構第三期中期目標においては、中期目標期間の最終年度（平成 2 8 年度）までに、6 0 % 以上とすることとしている。

## 平成 2 5 年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成 2 5 年度）

なし

### （平成 2 6 年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局保障制度参事官室（参事官 吉田 耕一郎）